

※詳しくは圖にお問い合せください。

荒尾市臨時職員・非常勤職員登録者を募集します

圖総務課人事給与係 ☎ 63-1204

**臨**時職員と非常勤職員の希望者の登録者名簿を作ります。平成31年4月以降、職務の発生に応じて登録者の中から書類選考後、面接を行い、採用します。すでに登録手続きをしている人も現在の登録は3月末で無効になりますので、手続きをしてください。

- 募集職種** 一般事務、保育士、保健師
- 登録資格** 高校卒業以上（平成31年3月卒業見込み可）で、地方公務員法第16条各号の欠格事項に当てはまらない人
- ※一般事務は基本的なパソコン操作（文章作成・表計算処理）ができる人。
- ※保育士・保健師はそれぞれの資格を持っている人（平成31年3月取得見込み可）。
- 募集締切** 2月15日（金）
- ※募集締切以降も随時受け付けます。
- 登録方法** 市販の履歴書に写真（運転免許証規格と同等のもの）を貼り付け、余白などに①希望職種②臨時・非常勤どちらを希望するかを記入（どちらも可の場合はその旨記入）して提出（郵送可）。
- ※保育士・保健師は資格証の写しを添付。

●勤務条件など

	臨時職員	非常勤職員
任用期間	6カ月以内 (1回に限り更新する場合あり)	1年以内
賃金	一般事務：日額 6,820円 保育士：日額 7,600円 保健師：日額 9,300円	一般事務：時給 880円 保育士：時給 980円 保健師：時給 1,200円
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分 (週38時間45分勤務)	週29時間以内勤務
休日	毎週土・日、祝日、年末年始	
社会保険など	健康保険 厚生年金・雇用保険	当てはまる場合適用

※勤務時間・休日は、職務によって異なる場合があります。

●登録有効期間など注意点

登録者名簿の登録有効期間は平成31年9月末までです。他に就業などをした場合は登録を取り消しますので、必ずご連絡ください。なお、登録をされても任用を保障するものではありません。

- 申し込み先** 〒864-8686（住所不要）  
荒尾市役所 総務課人事給与係

未婚のひとり親家庭へ「みなし寡婦（夫）控除」が適用されます

圖福祉課福祉係 ☎ 63-1406

**未**婚のひとり親（婚姻によらないで母か父になった）家庭を対象に、「みなし寡婦（夫）控除」の適用を行います。適用の時期は各制度で異なります。該当になる人は、ご相談ください。

「みなし寡婦（夫）控除」の適用…税法上の寡婦（夫）控除が適用されるものとみなして、障がい福祉サービスなどの利用者負担額の決定や特別児童扶養手当などの所得判定時の計算を行うこと。

適用する制度	適用する内容	適用時期
特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当	所得判定	平成30年8月
重度心身障害者医療費助成		平成30年8月から
自動車改造助成、自動車運転免許取得助成		平成30年9月から
難聴児補聴器購入費助成金	負担上限月額	平成30年9月分から
障害福祉サービス、補装具		平成30年9月分から
児童発達支援、放課後等デイサービス等		
自立支援医療（更生医療、育成医療） 自立支援医療（精神通院医療）		申請日から
移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス、日常生活用具	負担割合 負担上限月額	平成30年9月分から
小児慢性特定疾患児日常生活用具	自己負担額	平成30年9月から

申告フローチャート

申告の必要・不要を簡易に判断するフローチャートです。申告が必要かどうか判断にご活用ください。

- ▼年齢は平成31年1月1日現在でお考えください。
- ▼特例の適用などによってはフローチャートに沿わない場合もあります。ご不明な点は問い合せください。
- ※チャート中の「収入」とは総支給額のことであり、「所得」とは収入から計算して割り出す金額です。
- ※所得についての詳細は、税務署、市役所などで配布している申告の手引きをご覧ください。

所得税の還付を受けるためには、チャートに関わらず必ず確定申告が必要です。

